

(2) 審議事項

【第5期戸田市地域福祉計画の策定について】

1. 地域福祉計画の位置づけ

戸田市地域福祉計画は社会福祉法第107条を根拠とする計画であり、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、福祉分野の上位計画です。

また、本計画は市の最上位計画である第5次総合振興計画を基盤としながら、福祉に関する各個別計画と連携、調整を図り、市における地域福祉の方向性を示すものとなります。

2. 計画の期間

第5期戸田市地域福祉計画の期間は、第4期戸田市地域福祉計画と同様の5年間（令和5年度～令和10年度）を予定しております。

3. 社会福祉協議会との連携について

社会福祉協議会は、社会福祉法の第109条の中で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定義されている営利を目的としない民間組織です。

戸田市社会福祉協議会は、昭和51年11月に法人格を取得し、以来、地域福祉の推進や、ボランティア、福祉施設・団体などの福祉活動の支援、障害のある方や高齢者へのサービスをはじめ、各種相談、情報提供などを行っています。現在は、上記活動をさらに推進するための計画として「第2期運営強化計画」（計画期間：平成30年から令和4年まで）を策定し、計画に基づき地域福祉の推進に取り組んでいます。

「第2期運営強化計画」は、「地域福祉活動計画」（社会福祉協議会が呼びかけを行い、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者と社会福祉を目的とする事業を営営する者が相互協力して策定する民間の活動・行動計画）と「発展・強化計画」（事業運営（経営）のビジョンや目標を明確にし、それを実現するための事業、組織、財務等に関する具体的な取り組みを明示した計画）を統合した計画です。また、計画の基本理念に「となりどうしのささえあいで、だれもが安心して、いきいき暮らせるまち」を掲げており、戸田市の地域福祉を推進していくため「戸田市地域福祉計画」との連携を図り、地域福祉の推進に向けて市との連携強化に努めることを重点的な取り組みに挙げています（第2期運営強化計画52ページ参照）。

戸田市においても「第4期戸田市地域福祉計画」で戸田市社会福祉協議会と連携し、相互に協力しながら地域福祉の推進に向けて取り組みを行うことを基

本施策に挙げており、「戸田市地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は地域課題の解決のため、車の両輪として相互に補完しあう計画となっております。

そこで「第5期戸田市地域福祉計画」の策定にあたり、市と社会福祉協議会で地域課題を整理し、課題解決に向け双方の役割を明確化しつつ、地域課題・地域福祉推進の方向性の共有化を図るため、これまで別々に策定していた市の「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一つの計画として一体的に策定することを検討しています。

つきましては、委員の皆様には、第5期地域福祉計画を戸田市社会福祉協議会と協働で策定することについて御審議をお願いいたします。